

JANPIA 2026

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

2026年度 活動支援団体公募要領



JANPIA

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

助成申請額の計算方法については、
「[積算の手引き](#)」をご参照ください。

目次

第Ⅰ編 公募について	3
1章 公募の趣旨	3
01 趣旨	3
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	5
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	6
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	6
2章 助成対象となる事業	7
01 助成方針	7
02 助成対象事業	8
3章 助成対象となる団体	13
01 活動支援団体とその役割	13
02 事業の評価	13
03 申請資格要件	14
4章 助成対象となる経費	16
01 助成金の構成	16
02 助成額の積算について	17
03 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限	18
第Ⅱ編 申請について	19
1章 申請手続	19
01 公募期間・スケジュール	19
02 申請方法	19
03 申請に必要な書類	20
04 公募説明会・個別相談の実施	21
2章 審査結果の通知等	22
01 審査結果の通知方法	22
02 審査結果の情報公開	22
3章 審査について	22
01 選定基準等	22
02 優先的に選定される団体	24
03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等	25
第Ⅲ編 選定から助成終了まで	27
1章 助成事業の流れ	27
01 助成期間中の主な流れ	27
02 選定から資金提供契約まで	28
03 資金提供契約及びその要点	28
04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保	30
05 会計監査の実施	30
2章 その他	30
01 個人情報の取扱いについて	30
お問い合わせ先	31

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました。

これまでの助成事業では、特に解決すべき必要性が高い社会課題として「子ども・若者」「生活困難者」「地域活性化等」の 3 分野を重点的に支援してきました。その結果、草の根活動支援から社会に大きな変革をもたらすことが期待されるイノベーション企画支援まで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされています。

一方で、助成事業開始後、民間公益活動の担い手における組織基盤等が、当初の想定に比して脆弱であり、助成による資金支援と併せて、担い手に寄り添いながら非資金的支援を実施することが、特に草創期の活動支援に効果的であり、その後の自立につながるようになりました。今後、民間公益活動の自立した担い手をより多く育成するため、これまで資金分配団体の役割の中で付随的業務として行われていた伴走支援を体系化・制度化し、それを通じたソーシャルセクターの担い手の一層の育成を図っていく必要があります。

こうした課題を踏まえ、法施行後 5 年を目途とする見直しが行われた結果、民間公益活動を一層促進すべく、法の目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成が明記されるとともに、こうした担い手に対して専ら非資金的支援を行う活動支援団体¹の制度が創設されました。

JANPIA は、これらの経緯を踏まえ、社会の諸課題の解決に取り組む自立した担い手の育成を目的に、「活動支援プログラム」を企画・設計し、伴走型等による非資金的支援を提供する活動支援団体を公募します。

¹ 活動支援団体は、法第 19 条第 2 項第 3 号ハにおいて「民間公益活動を行う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人に対し助言又は派遣（休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等に付随するものを除く。）を行う団体であって、当該助言又は派遣に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの」と定義されています。

活動支援団体の制度創設の効果

活動支援団体の制度では、休眠預金等を原資とした助成金を活用した支援プログラムの実施によって、「資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）」、「民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）」の育成や運営体制の強化を目指していきます。

■活動支援団体の制度創設の背景と目的

目的

民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速に向けた、

- ・新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入の促進
- ・民間公益活動の担い手の自立の促進
- ・資金支援の担い手の育成・強化

活動支援団体の制度創設の背景

休眠預金活用事業の現場の課題感として、

- ・民間公益活動の担い手の組織基盤（事業実施ノウハウ・体制・資金等）は、事業を安定的かつ継続的に実施しうる状況にあるか。
- ・地域における社会課題解決の担い手や支援のリソースは十分か。
- ・多様な地域や分野等での休眠預金等の資金のさらなる活用のための、資金支援の担い手の数や機能は十分か。

活動支援団体による支援

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかした非資金的支援（活動支援プログラム）を伴走型等で行うこと等を通じて、「資金支援の担い手」及び「民間公益活動を実施する担い手」を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・多様な主体や地域、分野等での休眠預金等の活用が進むことで、民間公益活動が活発化し、社会課題の解決が加速
- ・資金分配団体の所在空白地域の解消へ

民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・新たな担い手の発掘や育成によって休眠預金等活用事業採択後の速やかな事業着手を可能とする
- ・社会課題解決の質の向上、組織基盤の強化、事業・組織の持続性の向上

注：本公募要領において「民間公益活動の担い手」とは、既存の資金分配団体や実行団体をはじめ、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する担い手をいいます。

■本制度における活動支援団体等の定義

(1) 活動支援団体

活動支援団体は、後述する(2)の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

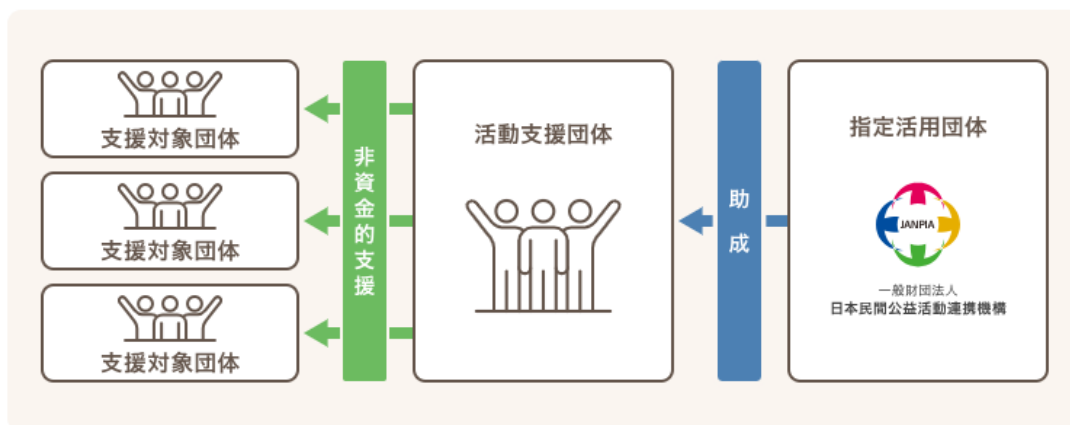
(2) 支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等(個人を含む)で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等を指します。

(3) 活動支援プログラム

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法をまとめたプログラムを指します。

<イメージ図> 活動支援団体の位置づけ



02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用目的は以下の2点です。

- ① 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ② 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため、JANPIAでは事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可

能性を担保するために、民間公益活動の担い手の組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

申請団体は、以下の (1) から (3) の各領域について特定された「優先的に解決すべき社会の諸課題」のいずれか、又は複数あるいは複合的な課題の解決に資する事業に取り組む団体等を対象にした活動支援プログラムを提案してください。

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
 - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
 - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
 - ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - ④ 働くことが困難な人への支援
 - ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
 - ⑥ 女性の経済的自立への支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
 - ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
 - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

以上の (1) から (3) の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられる事業を実施する団体等についても、活動支援プログラムの対象として提案することが可能です。

2章 助成対象となる事業

01 助成方針

2026年度における助成総額は、申請状況に応じて5億円を目安として決定するものとします。

① 活動支援プログラムの在り方

活動支援プログラムは、活動支援団体と支援対象団体との相互の対等なパートナーシップに基づき実施されるものとします。活動支援団体は、支援対象団体が目指したい姿や実現したい事項を尊重し、達成すべき成果と支援の出口について合意した上で、活動支援団体が有する専門性を生かし、支援対象団体に寄り添って支援を行います。支援対象団体は、自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックし、活動支援プログラムの改善につなげます。

② 資金提供の種類

JANPIAが行う資金提供は、活動支援団体に対する助成のみです。活動支援団体から支援対象団体への資金提供はできません。

③ 選定方法・助成額等

JANPIAは、活動支援団体を公募により選定します。活動支援団体に対する助成額等は、申請団体が提出する活動支援プログラムの内容を踏まえ決定します。

④ 助成期間

活動支援団体への助成期間は、活動支援プログラムの事業期間（支援内容に応じて1～3年間）を踏まえて決定します。活動支援団体への助成期間は、原則として最長で2030年3月までとします。

⑤ 助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請団体は申請時において事業を実施する複数年度にわたる事業計画書と資金計画書等の提出が必要です。

02 助成対象事業

申請団体は、2つの支援対象区分と4つの支援内容分野から、自らが提供する非資金的支援の内容を設定して、活動支援プログラムを作成し、提出します。

支援対象の区分は、[1] 資金支援の担い手、[2] 民間公益活動を実施する担い手の2つです。支援内容の分野は、[A] 事業実施（プロジェクト実施）、[B] 組織運営、[C] 広報・ファンディング、[D] 社会的インパクト評価の4つです。

支援対象区分は、原則、[1] か [2] のいずれか1つを選択します²。支援内容分野は、[A]～[D]の4分野から選択することとし、複数分野を組み合わせることも可能です。また、エリアを限定した活動支援プログラムの提案も可能です。ただし、活動支援団体の公募に申請可能な事業は、1団体につき1事業のみとなります。

1つの活動支援プログラムにおける最大助成額の目安は3年間のプログラムで5,000万円程度としますが、担い手の育成により資すると考えられる場合には、目安にとらわれることなく、選定基準等³にのっとって公正・公平に審査した上で、活動支援プログラムのニーズ及び有効性を踏まえた弾力的な運用を行います。

<イメージ図> 2つの支援対象区分と4つの支援内容分野（支援内容例）

		支援内容の分野			
		事業実施(プロジェクト実施)	組織運営	広報・ファンディング	社会的インパクト評価
支援対象	資金支援の担い手 <small>既存の資金分配団体を含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業の企画立案 ● 社会的インパクトを組み入れた出資事業立案 ● 資金支援・伴走支援ノウハウ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成事業に必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の構築 ● 組織の中長期計画作成 ● 人材育成 ● 適切な資金管理体制の構築（監査体制構築支援を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報ノウハウ支援 ● 中間支援組織のファンディングのノウハウ支援 ● 中長期的に地域を支えるための資金循環を生み出すファンディング戦略の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的支援プログラムの評価の在り方 ● 出資事業における社会的インパクト評価の実施 ● 評価に係る伴走支援ノウハウ
	民間公益活動を実施する担い手 <small>既存の実行団体を含む</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手発掘 ● 社会課題解決のための事業の組立て ● 事業内容に応じた専門的研修（居住支援、災害支援、子どものセーフガーディングなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体に必要な関係規程類の整備 ● 組織の中長期計画作成 ● 人材育成 ● 適切な資金管理体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報ノウハウ支援 ● 助成金・補助金申請に係るノウハウ習得 ● 組織の持続可能性を高めるためのファンディング ● 政策提言のノウハウ支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業設計図（ロジックモデル等）の作成支援 ● 定量的・定性的な評価手法の習得支援 ● 評価を活用した事業立案や事業実施

以下、支援対象区分と支援内容分野について記述します。

(1) 支援対象区分

[1] 資金支援の担い手

休眠預金等活用事業における資金分配団体を目指す団体及び既存の資金分配団体

[2] 民間公益活動を実施する担い手

休眠預金等活用事業における実行団体を目指す団体・個人及び既存の実行団体

² 支援対象とする団体が [1] 資金支援の担い手か [2] 民間公益活動を実施する担い手かによって、対象団体が求める支援内容や目指す成果が異なると考えるため、原則、支援対象区分は [1] か [2] のいずれかを主な対象として選択して活動支援プログラムを企画・設計していただきますが、選択した主な対象に加えて、もう一方の対象に関する取り組みを含めることも可能です。

³ 第II編3章02の基準を指しています。

(2) 支援内容分野

[A] 事業実施（プロジェクト実施）	
<p>資金分配団体又は実行団体になった際に求められる事業を効果的に実施する能力を高めることにより、社会的インパクトの創出を目指します。具体的には、社会課題解決に資する民間公益活動及びそのための資金支援に当たって、事業実施面で必要な専門性や手法等の習得支援、ネットワーク形成支援、調査などです。</p>	
対象	想定される支援内容例
資金支援の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業や社会的インパクトを組み入れた出資事業の企画立案 ・助成事業の運営に関する研修や人材派遣 ・伴走支援の手法、先進事例視察やネットワーキングの取組
民間公益活動を実施する担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・案件形成、事業の企画立案支援（ニーズ調査など） ・分野の専門性の習得支援 ・先進事例視察やネットワーキングの取組

[B] 組織運営	
<p>組織基盤と事業運営は車の両輪で、資金分配団体又は実行団体には、団体の規模や成長段階に合わせた適切な運営基盤を構築することが求められます。社会課題解決に資する民間公益活動及びそのための資金支援に当たって、組織運営面で必要な専門性や手法等の習得を支援します。</p>	
対象	想定される支援内容例
資金支援の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンやミッションの明確化、中長期計画の策定 ・助成事業実施に必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の構築 ・適切な資金管理体制の構築（監査体制構築支援を含む）
民間公益活動を実施する担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンやミッションの明確化、中長期計画の策定 ・チームビルディング ・関係規程類の整備等、ガバナンス・コンプライアンス体制等の構築 ・適切な資金管理体制の構築（NPOの会計税務、区分経理等）

[C] 広報・ファンドレイジング	
<p>資金分配団体又は実行団体は、助成期間終了後の資金調達方法等を含む事業・組織の持続性の確保について、事業開始時点から検討しておく必要があります。その前提となる知識の習得や現実的に可能な選択肢の調査、広報やファンドレイジングの手法等の習得を支援します。</p>	

対象	想定される支援内容例
資金支援の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・情報発信、政策提言の手法 ・ 中間支援組織や助成財団の資金調達的手法 ・ 中長期的に地域を支えるための資金循環を生み出す計画の作成
民間公益活動を実施する担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・情報発信、政策提言の手法 ・ 助成金・補助金申請のノウハウ ・ 事業及び組織の持続可能性を高めるための資金調達

[D] 社会的インパクト評価	
<p>休眠預金等活用事業では、成果の可視化及び事業の質の向上につなげるため、社会的インパクト評価を重視しています。社会的インパクト評価の実施に必要な専門性や手法等の習得を支援します。</p>	
対象	想定される支援内容例
資金支援の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的支援プログラムの評価の在り方 ・ 出資事業における社会的インパクト評価の実施 ・ 評価に係る伴走支援ノウハウ
民間公益活動を実施する担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業設計図（ロジックモデル等）の作成支援 ・ 分野や事業内容に適した定性的・定量的な評価手法の習得 ・ 評価を活用した事業立案、実施方法の習得

※助成事業の終期・事業期間の延長

- ・ 助成対象事業の事業期間は、原則として最長で2030年3月末までとなり⁴、支援対象団体に対する支援期間は原則として最長で2030年2月末までとなります。

※資金分配団体との重複申請等の可否

- ・ 申請団体は、同じ時期に資金分配団体の公募に申請することも可能です。また、資金分配団体と活動支援団体としての事業期間が重なる場合には、資金使途の重複、伴走支援の実施体制について JANPIA が確認します。
- ・ なお、非資金的支援の重複を避ける観点から、同一の資金分配団体・活動支援団体が、同一期間中に、同一の団体に対し、実行団体・支援対象団体の双方として非資金的支援を提供することはできません。
- ・ 実行団体と支援対象団体の選定に当たっては、公募・選定の公平性確保のための適切な措置を講ずる必要があります。

⁴ 原則として延長は認められませんが、特段の理由がある場合は JANPIA にご相談ください。なお、事業延長については、当初決定された助成総額の範囲内での事業計画及び資金計画の変更によるものとし、追加的な助成は行いません。

■公募において重視するポイント

・活動支援プログラムの充実

既存の活動支援団体の活動支援プログラムにとらわれない、より多様な支援内容を提供するプログラムを重視します。

支援対象団体の事業領域における専門性の向上や持続可能性を担保するための資金調達力の向上など、支援対象とする団体の抱える課題に沿い、4つの支援内容分野のいずれかに特化して活動支援を行うことも可能です。

・資金支援の担い手の育成

本制度の更なる活用に向けて、資金分配団体の一層の充実と所在空白地域の解消が重要となることから、資金支援の担い手の育成を図るプログラムを重視します。

資金支援の担い手（資金分配団体）には、資金支援先に対して資金支援を行う役割にとどまらず、非資金的支援を伴走型で行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待されています⁵。また、上記の役割を担うために必要な組織基盤を整えることも重要であると考えています。

このような観点から、助成事業の企画立案・実施及び伴走支援を行うプログラムオフィサーの育成を中心に、資金支援の担い手としての総合力を高めるような、4つの支援内容分野を俯瞰し包括的に支援するプログラムの提案を期待します。包括的な支援を行うにあたっては、専門性を有する団体同士でコンソーシアム形式での申請も可能です。

・地域における担い手の育成

地域における社会課題解決を加速していく観点から、民間公益活動の担い手や支援リソースが限られている地域において、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する人材の充実を図るプログラムを重視します。

・活動支援プログラムによる社会的インパクト

育成・強化された支援対象団体が社会課題解決に取り組むことで得られる社会的インパクトに加え、支援対象団体のみに留まらない社会への波及効果、得られた知見・ノウハウを共有・活用する視点や取組が含まれているプログラムを重視します。

・活動支援プログラムの実効性

支援対象団体の候補となる団体の状況を十分に把握し、その状況に応じた実効性の高いプログラムを重視します。

・活動支援にあたっての意識とまなざし

支援対象団体に対して説得性ある支援が行える力量（専門性・体制等）があり、支援対象団体との信頼関係構築（対等な関係性・尊重し寄り添う意識等）の重要性の認識のある団体を重視します。

⁵ [休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針](#)（10ページ）「資金分配団体に期待される役割」を参照。

資金支援の担い手

■地域や分野における社会課題の解決に資する資金助成を行えるようになることを目指し、課題把握力や助成事業運営力、伴走支援力の向上を図るためのプログラム。

- ・案件形成や助成事業の企画立案力（設計・要項作成）の強化
- ・助成事業の運営力（審査・助成・資金管理・報告）の強化
- ・伴走支援力（課題把握・必要な伴走支援の計画・コミュニケーション）の強化 等

※出資関連の資金支援の担い手の場合

■優先的に解決すべき社会の諸課題に関する社会的インパクト創出を目指すファンドを運営する（予定を含む）団体又は個人を対象とした社会的インパクト投資の理解促進及び実践に向けたプログラム。

- ・社会的インパクトをさらに組み込んだ事業運営の支援
- ・社会的インパクト評価・管理の実施支援、研修の実施、専門家の派遣
- ・社会的インパクト投資の評価プログラムの検証や実施及び評価関連の実践者による学び合いのコミュニティ形成 等

民間公益活動を実施する担い手

■団体の組織基盤が強化されることを目指し、組織の信頼性向上、事業と組織の持続性向上を図るためのプログラム。

- ・関連法令等を遵守した組織運営（意思決定、雇用、会計等）支援
- ・事業実施と組織運営に必要な規程類の整備と公開
- ・会計実務の改善 等

■事業と組織の持続性向上を目指し、資金調達力の強化や連携・協働の促進を図るためのプログラム。

- ・地域における連携・協働先の開拓、ネットワーキング、事業提案手法の支援
- ・事業内容に即した資金調達計画の策定支援
- ・寄附者等支援者との継続的な関係構築のための仕組み構築 等

■成果の可視化、事業の質の向上を目指し、評価力の向上を図るプログラム。

- ・社会的インパクト評価の基礎知識の習得支援
- ・事業の企画・立案段階での課題分析や関係者分析を踏まえた事業設計
- ・適切な評価指標の設定 等

共通

■地域における課題解決力の向上のための民間公益活動の担い手の発掘・育成を図るためのプログラム。

- ・地域の担い手候補や団体のネットワーキング
- ・課題把握や課題解決手法の習得のための共同研修の実施
- ・個別の支援対象団体が抱える組織課題解決のための専門家派遣 等

3章 助成対象となる団体

01 活動支援団体とその役割

活動支援団体の具体的な役割は以下のとおりです。

- ① JANPIA が提示した「優先的に解決すべき社会の諸課題」を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う。
- ② 社会の諸課題の解決に取り組む自立した担い手の育成に向け、活動支援プログラムを企画・設計し、これに基づき、公募により支援対象団体を選定し、伴走型等による非資金的支援を提供する。
- ③ 関係規程の整備、事業形成・実施能力向上に関する助言など、組織基盤の整備や事業立ち上げに必要な支援により、新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入を促進する。
- ④ 成果評価への指導、ファンドレイジングへの助言、人材のネットワーキングなど、事業の継続・拡大につながる専門性向上に必要な支援により、民間公益活動の担い手の自立を促進する。
- ⑤ 事業の立ち上げから終了まで、支援対象団体の抱える課題に応じて、伴走型で支援する。
- ⑥ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発することを目指す。
- ⑦ 支援対象団体に対して、継続的な進捗管理及び目標達成度の点検・検証を実施し、その結果等の有効活用を促す。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす必要があります。そのために、事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。本制度における社会的インパクト評価の目的は以下のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え、説明責任を果たす）。
- 評価結果を予算や人材等の資源配分に適切に反映することにより、効果的・効率的に事業を行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で有望かつ革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がる）を促すこと。

以上の目的を達成するため、活動支援団体は、活動支援団体が非資金的支援を行った支援対象団体による目標達成度の点検・検証に加え、活動支援団体自身の活動も含めて、総合的に評価をすることが求められています。事業の実施段階に応じて、以下のとおり評価を行います。

- 事前評価：事業計画時に事業の必要性・妥当性を判断する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業終了時に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価：事業終了後に民間公益活動の担い手の育成状況等を把握する評価

※評価の詳細は、「[資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針](#)」及び「[活動支援団体に関する評価のガイドライン](#)」をご覧ください。

※申請時に、評価計画及び事前評価の結果を提出いただきます。したがって、申請前に想定する支援対象団体が抱える課題・支援ニーズの妥当性、事業設計図を含めた事業計画と資金計画の妥当性を検証いただきます。その結果を事前評価報告として取りまとめるとともに、事業計画書、資金計画書に反映し、申請書類として提出いただきます。詳細は「活動支援団体に関する評価のガイドライン」及び申請書類「事前評価結果」の説明資料を参照ください。

03 申請資格要件

申請できる資格要件（コンソーシアム構成団体⁶を含む）は以下のとおりです。

- ① 支援対象団体に対して非資金的支援を提供する団体
- ② JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制等を備え、公正かつ適確に業務を遂行できる団体

ただし、以上に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体

⁶ 申請事業の運営上の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合、共同事業体（コンソーシアム）での申請が可能です。コンソーシアムの詳細は「[コンソーシアムでの申請について](#)」を参照してください。

- 役員のうち以下のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人及び国立大学法人
- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体⁷
 - ※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後6か月間を経過していない団体

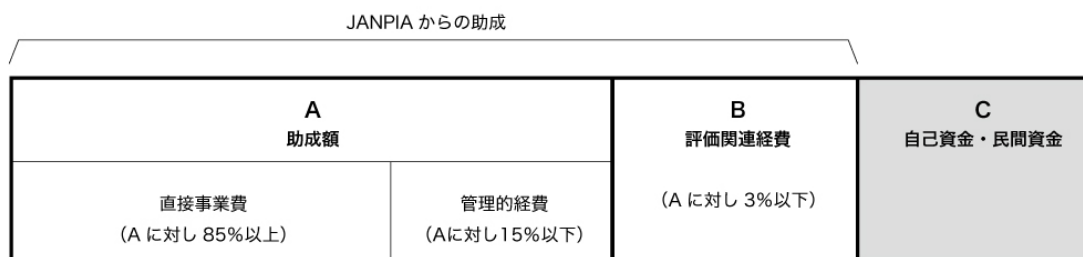
⁷ 例えば、運営財源が100%行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の100%を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

4章 助成対象となる経費

01 助成金の構成

JANPIA からの助成金は、以下の概念図のとおり、助成額（A）、評価関連経費（B）から構成されます。

[総事業費の概念図]



(1) 総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費 = A（助成額） + B（評価関連経費） + C（自己資金・民間資金）
- JANPIA からの助成 = A（助成額） + B（評価関連経費）

(2) 助成額（A）

助成額は、直接事業費と管理的経費に分類されます。

助成額	直接事業費	活動支援プログラムを実施するために要する費用。支援対象団体への非資金的支援を行う人材の人件費や外部の専門家等への業務委託費等、研修の実施に係る実費、伴走支援に係る出張費用等。	助成額の 85%以上
	管理的経費	役職員の人件費、管理部門などの管理経費、事務所の家賃等の一般的な経費。また、本事業に要する経費として特定することが難しいものの一定の負担が生じている経費、活動を実施するための調査費等。	助成額の 15%以下

- 人件費を計上する場合は、その旨と人件費水準⁸の幅や平均値等の特記して公開する必要があります。
- 管理的経費に計上する費用で、共通的経費等で申請事業の経費のみとして特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根拠を明らかにしてください。

⁸ 人件費水準とは、給与規程等の計上する人件費の根拠となるものです。

(3) 評価関連経費 (B)

評価関連経費とは、活動支援団体が質の担保された主体的な自己評価を実施するために必要な外部の支援（主に評価や分野専門家からの助言）等を受けるために助成する費用です。原則として、内部人材の人件費計上や、基礎的な評価スキル習得を目的とした評価関連研修参加のための経費や資格取得費用等は助成対象となりません。詳細は積算の手引きを参照してください。評価専門家や分野専門家の助言を得て、評価の考え方を活用し、戦略的な事業設計、事業の進捗管理や事業の見直し、成果の可視化、評価結果の活用促進に活用してください。

評価関連経費	<ul style="list-style-type: none">・評価の判断材料のための調査実施費用・評価や分野専門家による伴走支援、ロジックモデル（事業設計図）の検証の助言、成果・モニタリング指標の設定、評価計画作成等にかかる費用・外部有識者による第三者委員会等の開催にかかる費用・類似事業の視察・意見交換会の開催にかかる費用・報告会の開催・冊子作成費用等	助成額 (A)の全ての事業年度の総計の3%を上限
--------	---	--------------------------

(4) 自己資金・民間資金 (C)

- 自己資金・民間資金とは、各団体が自ら確保する資金のことです。活動支援団体の選定に際しては、自己資金・民間資金の確保等を通じて、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みを構築することとされています。活動支援団体については、資金基盤（寄附等による自己資金比率、他の資金調達状況等）、事業基盤（休眠預金等以外を含めた事業規模、非資金的支援の経験等）や組織基盤（職員数、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備状況等）などの事項を総合的に評価することにより、事業実施能力を審査する過程で判断することとします。

02 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「[積算の手引き](#)」を参照してください。なお、以下の点については十分留意の上で積算を行ってください⁹。

- 対象経費

対象となる経費は、活動支援プログラムの実施に必要な経費のみとします。

- 事業年度

本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

- 会計科目

資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。

⁹ 申請書類の作成等に要する費用及び選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

- 算出根拠
各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。
- 人件費水準
人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。
- 対象経費の確定
対象となる経費は、JANPIA 及び活動支援団体との個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。
- 税務
特に活動支援団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

03 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- ① 活動支援団体が JANPIA から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外に使用することは禁じられています。
- ② 活動支援団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後 5 年間¹⁰は、善良な管理者の注意をもって管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において JANPIA が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、JANPIA の事前の書面による承諾を得る必要があります。
- ③ 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、JANPIA はその全部又は一部の返還を求めることができ、活動支援団体はこれに応じるものとします。
- ④ 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

¹⁰ 本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間。本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りの期間が 5 年以内のものについては、その残りの期間となります。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開	6月1日（月）
申請受付開始	8月3日（月）
公募締切日	8月12日（水） 17時
審査委員による申請団体面談	9月24日（木）～9月29日（火） ※審査会において必要と判断した団体のみ
審査結果通知	11月下旬

※公募説明会・個別相談については「[04 公募説明会・個別相談の実施](#)」を参照してください。

JANPIA 事務局が申請団体からの申請書類等の確認を行い、申請資格要件を充足していること及び申請書類の提出状況等を確認した上で、審査委員による審査が進められます。

- 申請資格要件、申請書類の不備が確認された（必須書類の提出がない等）場合、申請不受理となる場合があります。
- 審査の過程で申請書への記載内容等から審査を進めることが審査会議において難しいと判断した場合には、審査を進めず不選定とする場合があります。
- 審査会議において審査上審査委員による面談が必要と判断した申請団体には、審査委員による面談を上記日程内で実施しますので、面談への対応をご準備ください。なお、審査委員面談を行う申請団体には、面談実施日程の5日前までに事務局から面談日程調整に関して連絡します。

コンソーシアムを組成する事業においては、幹事団体のみならずコンソーシアムを構成する団体も申請団体面談に出席をお願いします。

02 申請方法

「公募受付システム」にアクセスし必要書類をアップロードしてください。

公募受付システム	https://www.kyuplat.com/fdo-koubo/2026-support/apply/
----------	---

- 公募受付システムでの申請後は加筆・修正はできません。

- 申請書類の提出に当たっては助成申請書中の「情報公開同意書」を確認いただき、承諾の上で公募受付システムへの添付をお願いします。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます。

規程類に関し、やむを得ない理由で申請時まで用事ができない場合は、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、指定の期日までにご提出いただけない場合は、内定の取消し等を行う場合もありますのでご注意ください。

分類	申請書類	様式	提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
					幹事団体	構成団体	
申請事業ごとに提出する書類	01 事業計画書	指定	Excel	●	●		
	01-1 事業設計図	自由	PDF	●	●		参考資料として、活動支援プログラムの成果に至るまでのプロセス（仮説）を図示したものを提出してください。セオリー・オブ・チェンジ（変化の理論）やロジック・モデルなど、申請される活動支援プログラムの内容に合う方法を選んでください。
	01-2 支援対象団体公募の申請書様式案	自由	PDF	●	●		参考資料として、支援対象団体を公募する際に、申請団体に作成を求める申請書様式の案を提出してください。 説明資料に、含めていただきたい項目を記載していますのでご確認ください。
	01-3 事業計画書補足資料	自由	PDF	●	●		参考資料として、審査委員による申請団体面談実施時の投影資料（パワーポイント等形式自由）をPDF化して提出してください（本資料を用いて申請団体面談を実施します）。 説明資料に、含めていただきたい項目を記載していますのでご確認ください。
	02 事前評価結果	自由	PDF	●	●		説明資料に、含めていただきたい項目を記載していますのでご確認ください。
	03 資金計画書等	指定	Excel	●	●		
	04 コンソーシアム説明資料	自由	PDF		●		
	その他（計画の別添等）	自由	PDF	任意	任意		提出ファイルの内容が分かる名称を設定してください。
団体ごとに提出する申請書類	05 団体情報	指定	Excel	●	●	●	
	06 役員名簿	指定	Excel	●	●	●	過去選定された団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。
	07 規程類必須項目確認書	指定	Excel	●	●	●	
	定款	—	PDF	●	●	●	
	規程類	—	PDF	●	●	●	過去資金分配団体（通常枠）・活動支援団体として選定された団体は、「07 規程類必須項目確認書」を提出いただければ、規程類本体の提出は不要です。ただし規程に変更がある場合は、変更後の規程を提出してください。

分類	申請書類	様式	提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
					幹事団体	構成団体	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	●	●		発行日から 3 か月以内の写しを提出してください。
	事業報告書	—	PDF	●	●		過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は、提出可能期間分のみ提出してください。1 年分の提出もできない場合には、提出できない理由書と事業報告書に代わる資料（前身の団体があれば当該団体の報告書など申請団体の事業実施状況が確認できる資料）をご提出ください。
	決算報告書類	貸借対照表	—	PDF	●	●	過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は、提出可能な期間分のみ提出してください。この場合、申請後決算状況について JANPIA から問い合わせる場合があります。1 年分の提出もできない場合には、提出できない理由書と決算報告書に代わる資料（前身の団体があれば当該団体の報告書など申請団体の決算状況が確認できる資料）をご提出ください。 構成団体分は提出不要です。 ◎：作成している場合のみ提出してください。
損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）		—	PDF	●	●		
キャッシュ・フロー計算書◎		—	PDF	●	●		
附属明細書◎		—	PDF	●	●		
財産目録◎		—	PDF	●	●		
収支決算書◎		—	PDF	●	●		
監事及び会計監査人による監査報告書 ¹¹ ◎		—	PDF	●	●		

04 公募説明会・個別相談の実施

1. 公募説明会

JANPIA では、公募に関する説明会を行います。公募説明会の開催の詳細等は、休眠預金活用プラットフォームに掲載しますのでご確認ください。

公募説明会

<https://www.kyuplat.com/fdo-koubo/2026-support/seminar/>

2. 個別相談

JANPIA 職員が、事業設計等の相談に個別にお答えします。以下のアドレスからお申し込みをお願いいたします。なお、申請を検討される団体におかれては個別相談へのご参加を推奨します。

個別相談

<https://www.kyuplat.com/fdo-koubo/2026-support/consult/>

¹¹ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体マイページにて通知します。

02 審査結果の情報公開

休眠預金等活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、国民への説明責任を果たすため、情報開示の徹底、本制度全体の透明性の確保等が強く求められています。JANPIA では、選定の有無にかかわらず、全ての申請団体の以下の情報を WEB サイトで広く公開します。

- ① 申請団体名
- ② 申請団体が提出した申請書類¹²
- ③ 選定過程
- ④ 選定（不選定）結果
- ⑤ 選定（不選定）理由
- ⑥ 選定された活動支援団体に対する助成期間における助成総額、各年度の助成見込み額及びその根拠等

3章 審査について

01 選定基準等

以下の選定基準に基づき審査を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	活動支援プログラムを公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	支援対象団体が抱える課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、課題解決と担い手育成に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	支援分野の専門性、伴走支援等の非資金的支援の実績を有しているか、適切な支援実施のための組織課題等の見立てや支援内容組み立ての能力があるか、業務実施体制や計画、予算が適切か

¹² この情報公開に当たっては、申請書類の中に記載がある個人情報や申請団体のアイデアやノウハウ等に係る部分については非公表とすること等により、申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意します。

継続性	活動支援プログラムが、支援対象団体に提供する非資金的支援による効果や仕組みが助成期間終了後も継続することを考慮したものになっているか
事業の公正性	支援対象団体の選定や活動支援プログラムの実施プロセスが公正か、支援対象団体が置かれた状況（組織規模や活動地域、活動分野等）に寄り添って適切に支援を実施できるか
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	活動支援プログラムの成果や得られた学びが、支援対象団体にのみ還元されるのではなく、組織や地域、分野を超えて社会に還元され、社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

（想定される不適切な事例）

（例１）主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

（例２）休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

（例３）休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している地域や事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

- ① 申請する事業分野における行政施策の取組状況
- ② 本制度により申請事業を実施する意義
- ③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 民間事業者との関係

民間公益活動の担い手をより多く育成するためには、活動支援団体が、既に事業を実施している民間事業者との適切な役割分担や協業を図ることも有効です。JANPIA は、必要に応じ、こうした民間事業者との連携を支援します。
- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します¹³。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について活動支援団体として助成等を受けることは可能とします。
- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金等に係る資金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は、選定しません。

既存の事業者等が申請した場合、休眠預金等に係る資金が実質的に既存サービスの利用料等として充てられると想定されるなど、サービス利用者が支払うべき費用の代替に相当する場合は、選定しません。

自団体が行う既存の支援プログラムをそのまま活用し、活動支援プログラムに置き換えるような内容で、休眠預金等に係る資金を活用して実施する意義や波及効果などの付加価値が見いだしにくい場合においては、事業計画の再検討・再申請を促すことがあります。
- 不選定の損害等

審査の結果、活動支援団体及び支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、JANPIA が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

活動支援団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、以下の事項に配慮して選定を行います。

① 地域・分野

大都市その他特定の地域や特定の団体に偏らないよう配慮します。また、支援内容分野別等についても同様に配慮し、特に以下の団体を優先して選定します。

(ア) 民間公益活動に係る情報を積極的に収集し、民間公益活動の担い手・案件の発掘・形成を積極的に行う団体

¹³ 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

- (イ) 収集した情報や調査研究及び事前評価の結果に基づき、民間公益活動の担い手の自立に向けた組織基盤の整備や事業の継続・拡大に資する取組を、地域・分野の多様な関係者との連携を得て企画し、活動支援プログラムの提案内容に組み込んでいる団体
- (ウ) 民間資金のマッチングなど、他のセクター、団体との共創・協働による新しい取組を提案している団体

② 多様性、ジェンダーバランス

申請団体における役職員の多様性、ジェンダーバランス等が確保されており、様々な社会の諸課題への深い理解と配慮の下で活動支援プログラムが組まれている団体を優先して選定します。

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

ガバナンス・コンプライアンス体制等については、以下の項目について確認・審査を行います。なお、申請時に未整備であるものについては、JANPIA と活動支援団体との間の資金提供契約締結前までに整備する旨の誓約を行っていることが必要となります。

① 規程類の整備

以下のガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類が備えられ、公表されていること。

- (ア) コンプライアンス体制¹⁴整備のための規程
- (イ) 組織の運営を公正に行うための必要な規程¹⁵
- (ウ) 不正行為や利益相反防止のための規程¹⁶

② 内部通報制度

「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)」を踏まえ、内部通報制度を整備、運用していること¹⁷。

③ 事務局体制

公正かつ適確に業務を遂行するために必要なトップマネジメント体制を備えていること。なお、本制度においては、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体に対してガバナンス・コンプライアンス規程の策定・公表を義務付けています。そのため、過年度に事業を実施している団体においては、過年度事業終了後の規程類の策定・公表の状況についても審査の過程で確認します。

¹⁴ コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの）及びその下に実施等を担う部署が設置されるなどの体制等

¹⁵ 意思決定機関の運営規則や倫理規程、役員報酬規程、情報公開規程等

¹⁶ 活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり利益相反を防ぐための倫理規程、意思決定機関の運営に関する規程、役員の利益相反防止のための自己申告に関する規程等。なお、不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する旨定められていること。規程は [JANPIA の諸規程](#) を参考にしてください。

¹⁷ 自団体で整備することが困難な場合は、JANPIA のヘルプライン窓口の外部機関を利用することで足りるものとします。

④ 事業監査・会計監査

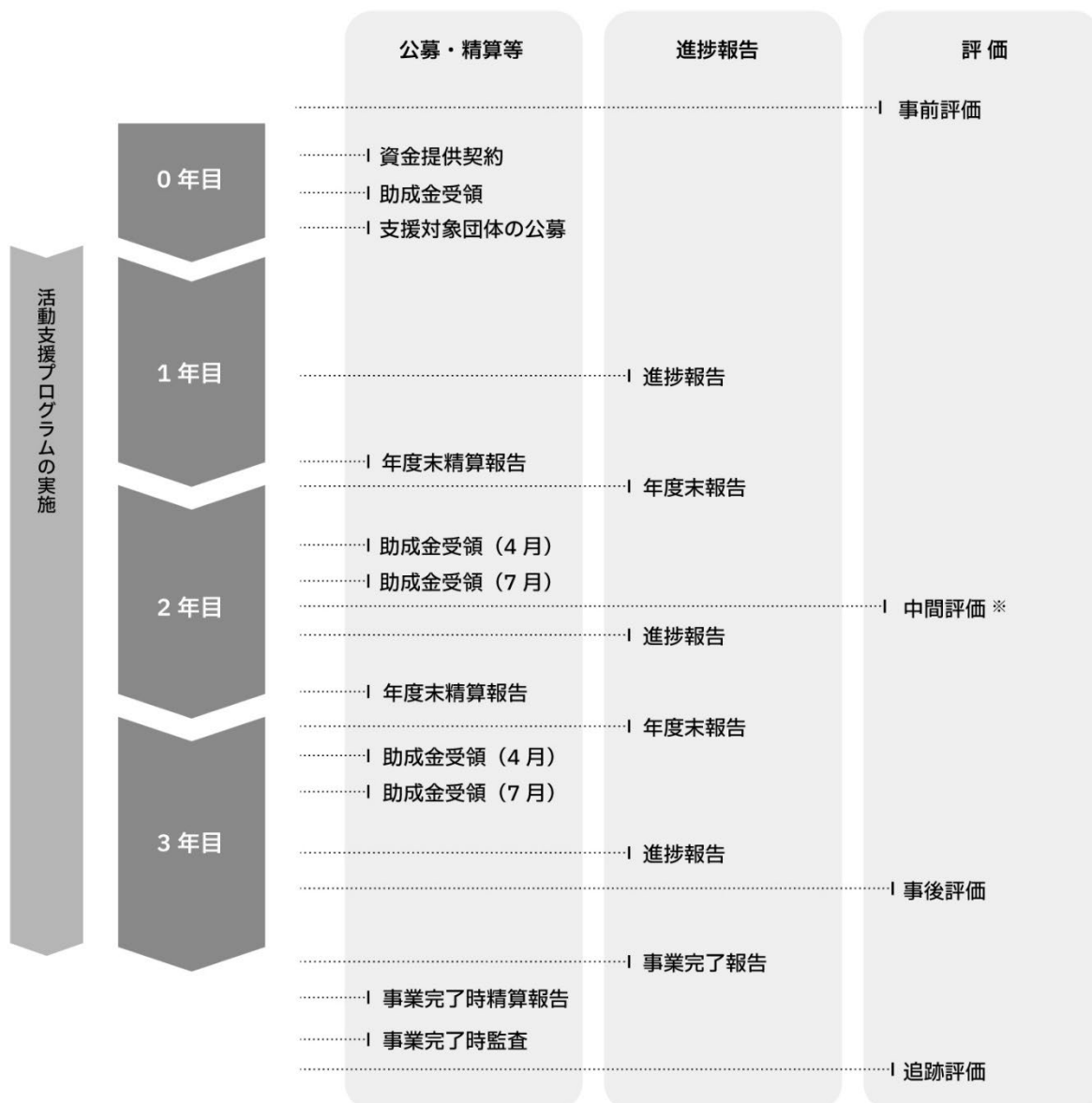
法的には事業監査及び会計監査を行う機関（監事・監査役）の設置が義務付けられていない場合も、当該機関の設置又はそれに代わる仕組み（外部監査など）を備えていること。

第III編 選定から助成終了まで

1章 助成事業の流れ

01 助成期間中の主な流れ

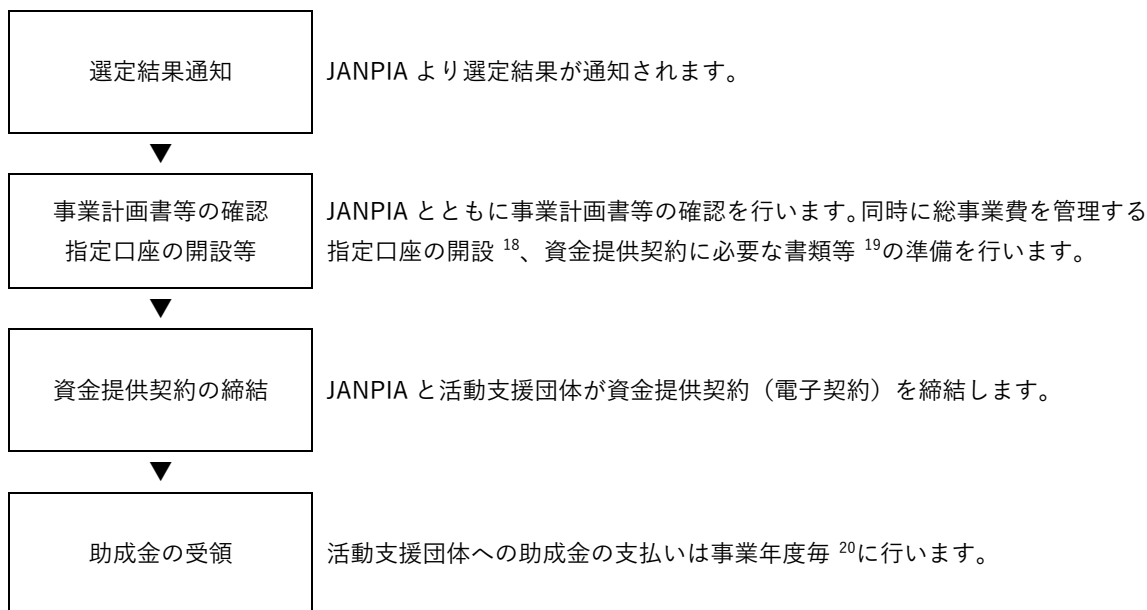
活動支援団体の助成期間中の主な流れは以下のとおりです。支援対象団体の公募が1回で支援期間を2年以上と仮定した場合の流れであり、複数回の公募を行う場合や支援期間が短い場合にはこの限りではありません。



※事業期間が1～2年以内の短期間の活動支援プログラムについては、JANPIA と協議の上、中間評価を省略することができます。

02 選定から資金提供契約まで

採択が決定してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは以下のとおりです。



03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約書（ひな形）²¹により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

① 進捗管理、各種報告

JANPIA は活動支援団体、活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。また、活動支援団体は、資金提供契約に基づき、原則として6か月ごとに活動支援プログラムの実施状況の報告を行います²²。さらに、各事業年度が終了するごとに、翌月までに事業と収支の報告を行います。

② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

活動支援団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等があった場合には、直ちに JANPIA に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

¹⁸ 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金等活用事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

¹⁹ 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から3か月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等

²⁰ 選定年度と翌年度は一括して助成し、以降は4月と7月に分割して行います。

²¹ [（参考）2026年度活動支援団体資金提供契約書のひな形](#)

²² 支援対象団体は、原則として6か月ごとに事業の進捗状況や目標の達成度、支援の効果等について、活動支援団体に報告を行います。

なお、JANPIA は、活動支援団体における助成金の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について内閣総理大臣に報告し、公表することとします。また、活動支援団体における助成金の流用や不正使用等の事案の関係者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか、刑事告発等の必要な措置を講じます。

③ 支援対象団体の選定及び監督（進捗確認）

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。また、活動支援団体と申請団体との役員の兼職を不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間は、当該団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ 事業の評価

本制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク²³を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用の手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体のWEBサイトで公表します²⁴。また、活動支援団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体のWEBサイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします²⁵。

⑦ 選定の取消し

JANPIA は、活動支援団体が以下のいずれかに該当すると判断した場合、活動支援団体としての選定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。活動支援団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、活動支援団体の選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、活動支援団体、資金分配団体、実行団体及び支援対象団体の選定に申請することができません。

- 活動支援プログラムの適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき

²³ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程](#)、[手引き等](#)

²⁴ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体の名称（民間公益活動を行おうとする個人を除く。本注釈において同じ）・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体のWEBサイトで少なくとも助成期間が終了するまで公表します。

²⁵ これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

- 活動支援団体として選定を受けた際に付された条件に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- 以上に掲げる事由のほか、資金提供契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

JANPIA は、資金提供契約に基づき活動支援団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、活動支援団体に対し、以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、JANPIA の WEB サイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

- ① 活動支援団体における助成金を活用した事業又は当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出
- ② JANPIA 職員による活動支援団体の事務所やその他施設への立入、助成金を活用した事業の状況に関する質問、帳簿書類等の検査
- ③ 当該活動支援団体における事業の公正かつ適確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置
- ④ 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置
- ⑤ 活動支援団体が支援対象団体を監督（進捗確認）するための必要な事項²⁶の確認

05 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

JANPIA は、全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

²⁶ 公募要領、役務提供契約等に記載された事項

お問い合わせ先

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 事業部 (JANPIA)

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル 314号室

※公募に関するお問い合わせは [「Q&A・ご質問窓口」](#) よりお願いいたします。